

国際物流拠点産業集積地域の経緯

1959年10月	米軍統治下、沖縄における最初の自由貿易地域が設置される。
1972年5月	本土復帰し、沖縄振興開発特別措置法によって沖縄自由貿易地域制度が法制化
1987年12月	那覇市鏡水の一部が自由貿易地域として指定を受ける。
1988年7月	自由貿易地域の供用開始
1998年4月	自由貿易地域の制度拡充・強化（投資税額控除・関税の選択課税制度創設）
1999年3月	中城湾港新港地区の一部（うるま市）が特別自由貿易地域として指定を受ける。
2002年4月	沖縄振興開発特別措置法に替わって、新たに沖縄振興特別措置法が制定され、自由貿易地域制度は新法に継承
2012年4月	沖縄振興特別措置法の改正により、新たな特区制度として国際物流拠点産業集積地域が創設される。 自由貿易地域及び特別自由貿易地域は同制度に発展的に統合され、「那覇地区」、「うるま地区」となる。
2013年2月	新たに「那覇空港地区」、「那覇港地区」が指定を受ける。
2014年4月	沖縄振興特別措置法が改正され、地域指定等の権限が知事へ移譲されたほか、税制措置の要件緩和、対象事業の追加などが行われる。
2014年6月	県は、国際物流拠点産業集積計画を定め、那覇地区、那覇空港地区、那覇港地区を、那覇市を始めとする5市に拡大した「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」、及び、うるま地区を中城湾港新港地区に拡大した「うるま・沖縄地区」を国際物流拠点産業集積地域と指定。
2022年8月	沖縄振興特別措置法の改正に伴い、新たに国際物流拠点産業集積計画を定め、「うるま・沖縄地区」に「仲嶺・上江洲地区」、「平安座地区」、「池武当地区」を指定した。
2025年4月	令和7年度税制改正に伴い、これまでの国際物流拠点産業集積計画を変更し、「南風原・八重瀬地区」を追加指定するとともに、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」の範囲を見直した。